

島本町議会公式Y o u T u b e 運用方針

(令和 8 年 8 月 2 8 日)

1 趣旨

この運用方針は、島本町議会映像配信に関する要綱に基づき、島本町議会公式Y o u T u b e ページを運用するために必要な事項を定めるものとします。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Y o u T u b e

3 チャンネル名

島本町議会

4 アカウント名

大阪府島本町議会

5 U R L

<https://www.youtube.com/channel/UChTFtrizFWg1zVccFx0bf-w>

6 アカウント運用組織

島本町議会

7 コメントへの対応

原則として、コメント欄は使用しません。

8 個人情報に関する取扱い

島本町議会が利用者から個人情報を取得する場合は、島本町議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に取り扱うものとします。

9 利用上の遵守事項

利用者が利用にあたって、次に掲げる行為を禁止とします。島本町議会は、利用者の行為が次に掲げる行為に該当する場合は、必要な措置をとることができるものとします。なお、本運用方針における「利用者」とは、島本町議会公式Y o u T u b e チャンネルを視聴・利用するすべての者をいいます。

ただし、島本町議会議員が議員活動の一環として本チャンネルの映像を利用する場合については、第12項に定める特例に従うものとします。

- (1) 島本町議会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすます等の虚偽又は事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他の営利を目的とする行為（ウェブサイトの紹介等を含む）
- (5) 島本町議会又は第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 選挙運動（公職選挙法に定める選挙運動をいう）及び特定の政党・候補者を支持・反対することを目的とする行為、並びに宗教活動又はこれらに類するこ

とを目的とする行為

- (9) わいせつな表現を含む情報を掲載する行為
- (10) 島本町議会、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (11) Y o u T u b e が定める禁止行為
- (12) その他、島本町議会が不適切と判断した行為

1 0 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、動画、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、島本町又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用することはできません。なお、島本町議会議員が議員活動の一環として映像を利用する場合については、第 1 2 項の定めるところによります。

1 1 免責事項

- (1) 島本町議会は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負うものではありません。
- (2) 島本町議会は、利用者がアカウントを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (3) 島本町議会は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 島本町議会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 島本町議会は、画面上に表示される広告等とは一切関係がありません。また、島本町議会は、広告によるいかなる理由での損害についても、一切の責任を負いません。
- (6) 島本町議会は、Y o u T u b e の利用方法、技術的な質問、システム状況などに関して、一切関知しません。
- (7) 島本町議会は、予告なく掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (8) 島本町議会としては、サービスの継続性、不変性を担保しているわけではありません。また、島本町議会は、この運用方針及びアカウントに関する情報を予告なく変更及び削除する場合があります。

1 2 議員による映像利用に関する特例

島本町議会議員が、自己の議員活動に関連する映像（自身が出演する映像を含む）の静止画、及びY o u T u b e の公式機能を用いた埋め込み・リンク（QRコードによるものを含む）を利用する場合、次の要件を満たすことを条件として、利用できるものとします。

- (1) 営利目的でないこと
- (2) 公職選挙法その他法令に違反しないこと
- (3) 出所（島本町議会公式Y o u T u b e）を明示すること
- (4) 映像・静止画の前後の文脈を意図的に省略・編集することにより、発言の趣旨を誤解させる態様での利用を行わないこと
- (5) 公職選挙法に定める選挙運動期間中においては、選挙運動と解釈されるおそれのある利用を行わないこと

1 3 問い合わせ先

島本町議会事務局

TEL : 0 7 5 - 9 6 2 - 6 3 1 5

FAX : 0 7 5 - 9 6 2 - 6 3 2 2